

## 住居確保給付金申請時確認書

### 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第3条第2号に該当する者は以下の②③を除く。）。
  - ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと（過去に住居確保給付金を受けたことがない）、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
  - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること  
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

岩倉市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

## 当初申請時

### ① 添付書類

#### 1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本（抄本）等のいずれかの写し

#### 2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

#### 3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

#### 4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

### ② 追加提出書類

#### 1 求職申込関係書類

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し

#### 2 入居（予定）住宅関係書類

##### （1）住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3）

##### （2）住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第4）

##### （3）クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	年	月	日 満（ ）歳
③電話番号			④性別 男・女

⑤次の（1）又は（2）の場合であること（いずれか該当する方に記載）

（1）離職又は生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第3条第1号に該当する場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

（2）規則第3条第2号に該当する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	
---------------------------	--

⑦次の（1）又は（2）のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）

（1）住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

（2）住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、規則第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、岩倉市、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。  
支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）
- 3 第21条の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条の規定に基づき、市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、岩倉市が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

入居予定住宅に関する状況通知書

- 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。  
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。  
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、岩倉市、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

岩倉市長 殿

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ  
(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名 (フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 ( 名 )

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 ( 年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助基準に基づく額を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の( )内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスにチェックすること。  
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。  
 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。

**初期費用**

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	( 月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ( )	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

**振込口座**

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

入居予定の賃貸住宅は前頁のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、岩倉市、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

**【※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】**

事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏名

住所

電話番号

## (注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

### (暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

### (参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

#### 第7の14(3)I.暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第3)、(様式第4)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第3)、(様式第4)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。  
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

岩倉市長 殿

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 ( 名 )
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
月額家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助基準に基づく額を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の( )内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること

※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。

賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。

口座振込又はクレジットカード払いとすることができるが、途中変更ができない。

口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する( 月から変更可能)

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏名.....  
住所.....  
電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第3)、(様式第4)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第3)、(様式第4)」を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等  
〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

岩倉市長

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

## 住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

岩倉市長 殿

年 月 日

㊦がナ

氏名.....

電話番号.....

### 入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

### 総合支援資金(住宅入居費)社会福祉協議会による貸付けを利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

#### (注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に自立相談支援機関に相談してください。

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から  
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法  住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。  
 支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅 名称  
所在地

## (注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 3 規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 3支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号

年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、  
下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）、提起することができます。  
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて了解します。

岩倉市長 殿

年 月 日

ワガナ

氏名.....

住所.....

電話番号.....

就職先

ワガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

## 住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

岩倉市長 殿

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

### 変更理由

変更理由	

### 添付書類

- 1 家賃変更の場合  
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）  
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
  - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
  - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第4）
  - ・転居先の賃貸借契約書等の写し
  - ・住民票の写し
- 4 受給方法変更の場合
  - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第4）※再提出が必要です。

第 年 月 日 号

様

岩倉市長

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

- 支給額 月額 円  
 支給方法 (代理受領に変更)

2 変更後の家賃に対する支給期間

年 月 ( 年 月家賃相当分) から  
年 月 ( 年 月家賃相当分) まで

3 変更理由

4 対象となる住宅 名称  
所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として(訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。  
 この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

岩倉市長 殿

年 月 日

ツガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書 (該当) 交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始(予定)日	年 月 日
訓練修了(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から ( 年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し  
 選考結果通知書の写し

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から  
( 年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を自立相談支援機関に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を自立相談支援機関に提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。

住居確保給付金の支給再開を希望します。

岩倉市長 殿

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた 支給単位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日	年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の賃貸借契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 支給再開時期 年 月分 ( 年 月家賃相当分) から  
年 月分 ( 年 月家賃相当分) まで

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第3条第二項に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 3 規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が中断されることについて了解します。

岩倉市長 様

年 月 日

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病名 (治療期間の目途)	
中断日	年 月 日
次回面談等(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から ( 年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金支給中断通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

- 1 支給中断時期 年 月から  
( 年 月家賃相当分から)
- 2 支給中断の理由 疾病・負傷により、求職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、原則1月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届(疾病又は負傷)」を自立相談支援機関に提出して下さい。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として(訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届 (疾病又は負傷)

私は、下記のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。  
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

岩倉市長 様

年 月 日

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

中断・再開の状況

申請番号	
中断決定日	年 月 日
再開を希望した面談日	年 月 日
求職活動を再開する日 (予定)	年 月 日

(添付書類)

- ・ 現住所を確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金支給再開通知書 (疾病又は負傷)

年 月 日第 号により支給中断した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 再開後の支給期間 年 月分 ( 年 月家賃相当分) から  
年 月分 ( 年 月家賃相当分) まで

## (注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 3 規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金  
について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から  
( 年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）

フリガナ				
①氏名				
②生年月日	年	月	日	満（ ）歳
③電話番号			④性別	男・女

⑤期間（再）延長が必要な理由

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ						合計
氏名						
続柄	本人					
性別						
生年月日						
収入（月額）	円	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、岩倉市、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

岩 倉 市 長 殿
申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条の規定に基づき、市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づく就労支援に関する岩倉市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条の規定に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類  
（例）職業相談確認票  
住居確保給付金常用就職活動状況報告書
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

住居確保給付金支給決定通知書 (期間 (再) 延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
  
- 2 支給期間 年 月 ( 年 月家賃相当分) から  
年 月 ( 年 月家賃相当分) まで
  
- 3 支給方法  住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。  
 支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する。
  
- 4 支給対象となる住居 名称  
所在地

## (注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省第16号。以下「規則」という。）第3条第2号に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 3 規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 3支給方法において、「支給決定者において確実にクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として、支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に岩倉市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。